

08 文部科学省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
080010	「保育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	教育職員免許法第16条の2	幼稚園における教職員については幼稚園の教員免許状を有するものでなければなりません。	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保育士(仮称)」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。	「保育士」(仮称)の資格認定試験は以下によるものとする。試験の内容は、現行の幼稚園教員資格認定試験(筆記試験と保育実習実技)並びに小論文とする。試験は、同日同会場で行って実施する。なお、現在、幼稚園教員資格を保有している者は保育士資格認定試験を、保育士資格を保有している者は幼稚園教員資格認定試験(一次試験のみ)をそれぞれ受験する。また、現在両資格を保有している者は、「保育士」の名称を用いることができる。	幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保育士」が求められる。認定試験は、新「保育士」に相応しいものとするため左記の内容とするが、知識偏重にならないよう、幼稚園教員資格認定試験の二次試験は免状とする一方、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。受験者の便宜を図るため、認定試験は同日同会場での、1回限りの試験とする。	C	-	認定子ども園制度は、就学前の子どもに対する幼児教育と保育を一体的に提供する機能を備える施設であり、幼稚園と保育所双方の水準を満たすことを基本としています。このため、職員資格についても、幼稚園教員免許状と保育士資格の併有を求める仕組みとしています。幼稚園教諭免許と保育士資格については、満3歳からの子どもを対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもを対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の目的・役割の違いを踏まえたものとなっています。このため、幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切に教育課程を編成して満3歳からの子どもの指導に当たる能力を有することに力が置かれているのに対し、保育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0-2歳児の低年齢児を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力が置かれているのもであって、これらを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難です。		1109020	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省 厚生労働省	
80020	義務教育における飛び級制度の導入	学校教育法第19条、第37条、第46条	小学校の就学年限は6年となっています。中学校の就学年限は3年となっています。	義務教育課程において、極めて学力優秀な生徒においては、飛び級を認めるものとする。	義務教育課程において、極めて優秀な生徒につき、教育委員会の推薦および本人ならびに保護者の同意が得られれば、年一回が実施される飛び級試験を受けられる。合格後は、飛び級が可能となり早期の卒業が認められる。	現在の法律では、義務教育課程において飛び級制度がなく、より高いレベルの教育を受けるためには、塾などを活用せざるを得ない状況である。その費用が負担出来ない保護者の子供でも、早い時期により高いレベルの教育を受けることが出来、将来国や地域を支える人材を育成することが出来る。また塾等に費やす時間を、家庭内のコミュニケーションや地域ボランティア等に費やすことが出来、将来、安全で安心の出来る地域社会を形成することが出来る。	C	-	ご提案の小学校、中学校における児童生徒の飛び級については、義務教育の期間は、全国ですべての国民に対し、共通であることに意義があり、地域の特性に応じた地域的要件は考えにくいこと、地域間移動の場合の取扱いの問題などから、一部地域のみ特別の取扱いを認める特区制度を適用することは馴染むものではないと考えられます。また、本件は、我が国の学校教育制度に大きな影響を与えることから、我が国の公教育の枠組みにかかる問題として、児童・生徒の全人格的成長等の点も勘案し、国民的な議論により中長期的な観点から検討されるべき事柄であるため、全国規模の規制改革のご要望としても、直ちに結論を得ることが困難な問題と考えます。		1006010	社団法人富岡青年会議所	文部科学省	
080030	教員免許制度の緩和による小・中学校間の連携強化	教育職員免許法第3条第1項、第2項、同法第3条の2第1項、同法第4条第1項-第6項、同法第5条第2-4項、同法第16条の5第1項	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を異にしていることから、各相当の教員免許状を有する者でなければならないとされています。ただし、その例外として、専門性の高い教科指導の推進という観点から中学校免許を有する者は、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。	中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者、当該保有免許に相当する学校での一定期間の実務経験があり、且つ学級運営・生徒の生活指導等に優れた能力を有すると市町村教育委員会が認める者については、小学校の相当する教科についての指導だけでなく、(学級担任を含めた)小学校での指導全般ができることとする。	各自の個性が現れ、興味・関心が分かれてくる小学校高学年において、児童の授業への関心・集中力を高めるため、中学校教員(=中学校経験者)による専科指導の充実など、指導方法の多様性を確保することができる。児童の心身の発達を促す変化に対応するため、小学校教員と中学校教員(=中学校経験者)がチームを組んで指導に当たるなど、より柔軟な指導体制を敷くことができる。なお、小学校における教科指導については、市町村教育委員会が責任を持って、当該教員のスキルアップのための研修等を適宜実施するものとする。	小・中学校においては、小学校が全教科担任制、中学校が教科担任制であることから、これまで相互の連携は難しい面があった。しかしながら現在は、中学校において不登校生徒が増加しているなどの実態があり、小・中学校の接続の部分に問題が生じているのではないかと、この指摘もある。こうした状況に対応するうえで、小・中学校間の教員の人事交流を促進することは有効な手段であり、当該規制緩和により小・中学校間の人事交流が促進され、連携が強化されることにより、指導方法の多様性を確保することができ、また、より柔軟な指導体制を敷くことができる、といった効果が期待できる。	C	-	教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性が異なっているため、それぞれの学校の種類ごとの免許状を有していることが必要です。中学校や高等学校の免許状所有者については、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有する免許状の教科に相当する教科については小学校で教えることが現行制度においても可能となっています。しかしながら、学級担任については子どもの発達段階にあわせ適切な生徒指導等を行うことが求められていることから、特定教科の専門的知識を有していることだけをもって、小学校の免許を有しない者が小学校で学級担任をすることはできません。また、小学校の免許状所有者はすべての教科を教授することはできませんが、小学校においては学級担任ができる限り子どもと触れ合い、一人一人の子どもの十分に理解することが大切であるため、学級担任が原則としてすべての教科を指導することとしています。このことから、各教科に関してそれぞれ専門性の高い内容を指導することが求められる中学校、高等学校において小学校の免許状を有しているということをもって指導にあたることはできません。しかしながら、当該者が、優れた知識等を有していれば特別免許状を受けて教授することは可能です。		1037060	北九州市	文部科学省	
080040	高松市小中一貫教育特区構想(教員免許の弾力化構想)	教育職員免許法第3条第1項、第2項、同法第3条の2第1項、同法第4条第1項-第6項、同法第5条第2-4項、同法第16条の5第1項	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を異にしていることから、各相当の教員免許状を有する者でなければならないとされています。ただし、その例外として、専門性の高い教科指導の推進という観点から中学校免許を有する者は、所有している免許状の教科に相当する教科について小学校で教えることができます。	教育職員免許法第3条「各相当の免許状を有する者」の相当の範囲を一部拡大し、小・中どちらかの免許しか持っていない教員でも小学5年から中学1年の3学年に限り、市が設定する一定の基準をクリアした場合、市から県への届出等により、小・中の別を越え学級担任等として指導できるようにする。	高松市で実施予定の小中一貫教育における小・中間の円滑な接続による教育体制づくりに向け、小・中教員の相互乗り入れを可能にするため、教育職員免許法第3条「各相当の免許状を有する者」の相当の範囲を一部拡大し、小学5年から中学1年の3学年に限り、市が設定する一定の基準(例えば、県・国の研究団体もしくは、国立大学教育学部附属学校に一定期間在籍し顕著な実績を挙げている、また、勤務校長が中学校又は小学校での指導可能と認める)をクリアした場合、市から県への届出等により、小学校教員は中学校の指導(学級担任を含む)が、中学校教員は小学校の教科・領域指導及び学級担任として指導ができるようにする。	県教育委員会の人事配置の実情から考えて、ある学校だけに配慮した人員配置をすることは不可能である。そこで、今回の提案を実施することで、小・中学校の教員が、小学5年生から中学1年生まで継続して指導することが可能となる。それにより、子どもがそれまでの教師との安定した人間関係の中で中学校生活を迎えることができ、ひいては学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	C	-	教育職員は、学校の種類等によってそれぞれ必要な専門性が異なっているため、それぞれの学校の種類ごとの免許状を有していることが必要です。中学校や高等学校の免許状所有者については、専門性の高い教科指導の推進という観点から、所有する免許状の教科に相当する教科については小学校で教えることが現行制度においても可能となっています。しかしながら、学級担任については子どもの発達段階にあわせ適切な生徒指導等を行うことが求められていることから、特定教科の専門的知識を有していることだけをもって、小学校の免許を有しない者が小学校で学級担任をすることはできません。また、小学校の免許状所有者はすべての教科を教授することはできませんが、小学校においては学級担任ができる限り子どもと触れ合い、一人一人の子どもの十分に理解することが大切であるため、学級担任が原則としてすべての教科を指導することとしています。このことから、各教科に関してそれぞれ専門性の高い内容を指導することが求められる中学校、高等学校において小学校の免許状を有しているということをもって指導にあたることはできません。しかしながら、当該者が、優れた知識等を有していれば特別免許状を受けて教授することは可能です。		1024010	高松市	文部科学省	
080050	高松市小中一貫教育特区構想(臨時免許の授与に係る規制緩和)	教育職員免許法第5条第5項	普通免許状を有する者を採用できない場合には、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状の授与が可能である。	教育職員免許法第5条第5項の臨時免許状の授与条件を拡大し、小中一貫教育を実施するために必要な場合は、小・中どちらかの免許しか持っていない教員でも、市が設定する一定の基準をクリアした場合は市から県への内申により臨時免許を授与することで、小・中の別を越え学級担任等として指導できるようにする。	高松市で実施予定の小中一貫教育における小・中間の円滑な接続による教育体制づくりに向け、小・中教員の相互乗り入れを可能にするため、教育職員免許法第5条第5項の臨時免許状の授与条件として「普通免許状を有する者」を採用できない場合、以外に、小中一貫教育を実施するために必要な場合は、小学5年から中学1年の3学年に限り、市が設定する一定の基準(教員免許の弾力化構想と同じ内容)をクリアした場合、市から県への内申により当該教員に臨時免許を授与することで、小学校教員は中学校の指導(学級担任を含む)が、中学校教員は小学校の教科・領域指導及び学級担任として指導ができるようにする。	県教育委員会の人事配置の実情から考えて、ある学校だけに配慮した人員配置をすることは不可能である。そこで、今回の提案を実施することで、小・中学校の教員が、小学5年生から中学1年生まで継続して指導することが可能となる。それにより、子どもがそれまでの教師との安定した人間関係の中で中学校生活を迎えることができ、ひいては学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	D	-	教育職員免許法は、各学校種や免許教科に応じた専門性を確保するために、相当する学校や教科の免許状を必要とする原則を採っています。これを踏まえたと、普通免許状を有する者を採用することができない場合には、教育職員免許法の規定に基づき、都道府県教育委員会の判断により、臨時免許状を授与することが可能であると考えます。また、優れた知識等を有している場合には、特別免許状制度を活用することもできます。		1024020	高松市	文部科学省	
080060	高松市小中一貫教育特区構想(特別免許の授与について)	教育職員免許法第5条第2項、第3項	特別免許状は、担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有し、社会的信望があり、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者に対し、任命権者の推薦に基づき授与される免許状です。	教育職員免許法のうち、特別免許状の授与において、学校現場の教員の勤務実績を把握しやすい市教育委員会や所属校長の意見を反映・尊重し、小・中学校教員にも特別免許状を授与することができるようにする。	高松市で実施しようとしている小中一貫教育の成果として期待される、小・中間の円滑な接続による教育体制づくりにおいては、小学校高学年の学級担任がそのまま中学校の学級担任として教科指導をすることが必要である。そこで、教育職員免許法第5条第2項・3項の特別免許状授与については、現場の実情を把握しやすい市教育委員会や所属校長の意見を反映・尊重し、市教育委員会等の意見も任命権者の推薦と同様の効力を持つようし、小・中学校教員にも特別免許状を授与することができるようにする。	県教育委員会の人事配置の実情から考えて、ある学校だけに配慮した人員配置をすることは不可能である。そこで、必要に応じて特別免許状を授与することで、小・中学校の教員が、小学5年生から中学1年生まで継続して指導することが可能となる。それにより、子どもがそれまでの教師との安定した人間関係の中で中学校生活を迎えることができ、ひいては学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	D	-	特別免許状については、学校教育の効果的な実施の必要性に基づき授与されるものであり、教員としての採用を前提としているため、任命権者の推薦を必要としております。また、小学校や中学校の教員であっても、優れた知識等を有していれば特別免許状を受けて教授することは可能です。なお、構造改革特別区域法第19条により、市町村教育委員会が特別免許状を授与することも可能となっています。		1024030	高松市	文部科学省	

08 文部科学省 (特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
080070	高松市小中一貫教育特区構想(教員免許の弾力化構想)	教育職員免許法第3条第1項、第2項	教育職員は、学校種等によりそれぞれ求められる専門性を異にしていることから、各相当の教員免許状を有する者でなければならぬとされています。	教育職員免許法施行規則第3条「教科に関する科目の単位の修得科目」に規制されることなく、小学校教員が、これまでの実績を評価された場合は、現在所有する中学校免許と異なる教科を、中学校で指導できるようにする。	高松市で実施予定の小中一貫教育において、小・中教員の相互乗り入れを可能にするため、教育職員免許法施行規則第3条「教科に関する科目の単位の修得科目」の規制によるのではなく、一定の基準(例えば、県・国の研究団体もしくは、国立大学教育学部附属学校に一定期間在籍し顕著な実績を挙げている、また、勤務学校長が中学校又は小学校での指導可能と認める)をクリアした場合、小学校教員が現在所有する中学校免許と異なる教科も、中学校で指導できるようにする。	県教育委員会の人事配置の実情から考えて、ある学校だけに配慮した人員配置をすることは不可能である。そこで、今回の提案事業を実施することで、ある教科について、教職生活の実践を通して専門的指導内容・方法を十分に身に付けた小学校教員がその教科を中学校でも引き続き指導することができる。その結果、子どもがそれまでの教師との安定した人間関係をもちつつ、教育現場での豊富な知識を基にした教育を受けることができ、小から中へ進学する不安の解消と意欲の維持、学力の向上につながる。さらに、新設統合小・中学校以外の学校における小中連携に寄与すると思われる。	C	-	免許状で担保される資質能力の種類にかかわらず、有する教員免許状の教科以外の教科を教授することを認めることは、実質的に教員免許を不要とすることと同じであり、我が国の公教育の水準を全国レベルで確保することができなくなります。しかしながら、ある教科を教授する教員を採用することができない場合には、例外的に中学校の教諭は、所有する免許教科の担任をした上で、免許外教科担任制度を活用して免許状を有していない教科を教授することは可能となっています。また、有している免許教科以外の分野について優れた知識等を有しているということと特別免許状や特別非常勤講師制度の活用により教授することも可能です。		1024040	高松市	文部科学省	
080080	高松市小中一貫教育特区構想(小学校教員の中学生への懲戒権の拡大)	学校教育法第11条、学校教育法施行規則第13条第2項	学校では、教育上必要があると認められるときには、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることができます。学校教育法第11条では「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、…(略)…学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定されています。従って、懲戒を行うことができる者は校長及び教員です。また、学校教育法施行規則第13条第2項では「懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。」と規定されており、これらについての処分は校長の権限となっています。	小中一体型施設における小中一貫教育において、小学校の教員免許しか持っていない教員でも、同施設内で一緒に学校生活を送る中学生に対して、教育上必要がある場合は懲戒を加えることができるようにする。	高松市で実施予定の小中一体型施設における小中一貫教育に限り、学校教育法第11条の内容に従って、小学校の教員免許しか持っていない教員でも、同施設内で一緒に学校生活を送る中学生に対して、教育上必要がある場合は懲戒を加えることができるようにする。	高松市で実施予定の小中一体型施設における小中一貫教育においては、たとえ、中学校の免許を持っていない教員といえども、学校生活上、中学生に懲戒を加える必要が出てくると思われる。そこで、小中一体型施設の学校に限って、懲戒を加えることを認めることで、全職員で児童生徒の健全な発達について寄与することができる。また、保護者への免許を持っていない小学校教員が中学生に懲戒を加えることでの、生徒や保護者とのトラブルを防ぐことにもなる。	D	-	ご指摘のように、小中一体型施設において、小学校児童と中学校生徒が共存する場合に、例えば、校舎の使用が不適切な場合に中学校教員が小学校児童に叱責するといったことも考えられることとあり、個々の事案に応じて、学校の秩序維持や児童生徒に対する教育上の配慮から、対応を行うことは可能です。なお、退学及び停学といった、児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす懲戒(法的効果をもたらす懲戒)については、学校教育法施行規則上校長の権限とされています。		1024050	高松市	文部科学省	
080090	市区町村費負担教職員の研修期間の弾力化について	教育公務員特例法第23条、第24条	「教育公務員特例法には「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等(政令で指定する者を除く。)に対して、その採用の日から一年間の教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的研修(以下「初任者研修」という。)を実施しなければならない。」とあります。また、「教育公務員特例法第24条には「公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その在職期間(公立学校以外の小学校等の教諭等としての在職期間を含む。)が十年(特別の事情がある場合には、十年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性に応じて、教諭等としての資質の向上を図るために必要な事項に関する研修(以下「十年経験者研修」という。)を実施しなければならない。」とあります。	「教育公務員特例法」第23条及び第24条による研修を1年間とせず、複数年(3年程度)の期間で実施できるように修正する。	当村では平成17年12月の「東通村」わが村の先生制度、特区、の認定により、平成18年4月から村費負担教職員を常勤講師として5名配置している。現在、常勤講師のため教育公務員特例法第23条及び第24条の規定の適用を受けないが、平成19年4月からは生涯雇用に基づいた教諭として配置する予定であり、同法同条の適用を受け、初任者研修及び十年経験者研修制度を確立し実施する必要がある。よって、採用初年度からの活躍が期待される村費負担教職員の役割に照らし、本研修期間をそれぞれ3年程度に弾力化して頂くよう提案するものである。	当村では特区認定により、平成18年4月から村費負担教職員を常勤講師として1年任期で5名配置している。また、平成19年4月からは常勤講師ではなく、生涯雇用を基本とした教諭採用を行う予定である。教諭採用となれば教育公務員特例法第23条及び第24条の適用を受け、初任者研修及び十年経験者研修を実施する必要がある。逼迫財政の中で教育環境充実のため緊急性をもって村費負担教職員を採用したにも拘らず、初任者研修として採用初年度に研修に費やす日数が多大なため、本来職務に支障をきたす状況になる。よって、採用初年度からの活躍が期待される村費負担教職員の役割に照らし、本研修期間をそれぞれ3年程度に弾力化して頂くよう提案するものである。	D	-	初任者研修及び10年経験者研修の実施期間は1年間とすることを法令上定められていますが、それぞれの研修の内容、方法及び日数については、任命権者が定めることとされています。また、これらの研修終了後、翌年以降に別の研修を実施することも可能ですので、ご提案の趣旨を踏まえた取り組みは現行でも対応可能と考えております。	右の提案者の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1097010	東通村	文部科学省	
080100	市町村費負担教職員の身分での校長任用について	学校教育法第28条、第40条、第38条、第41条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条、第6条の2、市町村立学校職員給与負担法第1条	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第37条、「市町村立学校職員給与負担法」第1条及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第6条及び第6条の2に基づき、校長は県費負担教職員とされています。	市町村費負担教職員の身分のまま校長任用を可能にするため、「市町村立学校職員給与負担法」第1条及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第6条及び第6条の2を改正する。	当村では平成17年12月の「東通村」わが村の先生制度、特区、認定により、平成18年4月から村費負担教職員を常勤講師として5名配置している。また、本年中に常勤講師ではなく、生涯雇用を基本とした教諭採用制度を確立する予定である。現在、「市町村立学校職員給与負担法」第1条第1号及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第6条及び第6条の2に基づき、校長は県費負担とされているが、将来的に村費負担教職員を校長任用したいと考えているものである。	当村では平成18年4月から村費負担教職員を常勤講師として1年任期で5名配置している。また、平成19年4月からは生涯雇用を基本とした教諭採用を行う予定である。現在、「市町村立学校職員給与負担法」第1条第1号及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第6条及び第6条の2に基づき校長は県費負担とされているが、市町村費負担教職員の採用が可能となる現在の状況において、県費負担教職員のみ校長任用の道があるのは妥当ではないと考え、当村では村費負担教職員を育て、将来的に校長任用したいと考えている市町村費負担教職員における校長任用が可能になるよう提案するものである。	C	-	市町村が任用した教職員を校長に昇格させ、市町村立の学校に配属させることは、都道府県と市町村相互の了解の下、当該教職員に県費負担教職員としての身分を取得していただき、市町村教育委員会から都道府県教育委員会への内申に基づき当該市町村立の学校に配属させることにより、現行制度上も可能となっております。なお、市町村費負担教職員任用制度は、全国的な教育の機会均等、教育水準の維持のため、財政負担の大きい教員の人件費を財政的に安定している都道府県が負担するという県費負担教職員制度を前提としつつ、市町村の実情に合わせて市町村によるプラスアルファの教職員任用を可能とするものです。したがって、校長は義務教育の実施に不可欠な職員であり、これまでどおり県費負担教職員制度のもとで、都道府県が任用することが必要です。	右の提案者の意見を踏まえ、市町村費負担教職員を校長として任用できないが、再度検討し理由とともに回答された。	1097020	東通村	文部科学省	
080110	学校運営協議会の権限強化	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項、第5項、第6項	1 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。となつています。2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。となつています。3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。となつています。4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。となつています。5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第55条第1項、第58条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。となつています。	学校運営協議会の権限については、その影響力、効果はきわめて小さく、教育委員会が有する学校運営の権限の一部を委譲することで学校運営協議会の権限を強化する。地域の声を学校教育に直接反映させることで、地域の自由な発想により学校を運営し、地域からの教育再生を進める。	(事業内容)1. 地教育法第47条の5第4項及び第5項の権限の強化(第3条と同様に学校運営及び職員採用・任用について協議会の承認を必要とする)2. 教科書採択に関して、採用する教科書について協議会の承認を必要とする。(効果)教育委員会が、学校運営に関する承認権の一部を協議会に付与することにより、市民自治の本旨に基づき、市民が責任を持って学校運営に取り組むことができる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づき「学校運営協議会」については、付与されている権限が不十分であり、教育委員会の諮問機関を超えるものではない。最近設置された教育再生会議においても「家庭や地域の教育力向上」が検討事項として提示されているが、本市の提案は地域が積極的に学校運営へ参画し、住民に権限とそれに伴う責任を付与することで住民に自覚を促すものであり、本市の提案はこの提示に対する1つの試案足り得ると考えられるものである。過去の提案時の回答において、随所に「教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を充分踏まえることで実現可能」との見解をいただいているが、本市は、単に学校運営に対して実質的に関与可能とするだけではなく、「承認する」と明文化し法制度として保障することに大きな意義があると考えられるものである。(別途資料添付)	C	-	前回までの提案の際の説明と同様、学校運営協議会の設置、委員の任命、カリキュラムの決定、教職員の人事、またそれらに要する経費についての予算措置などの際に、教育委員会が首長や学校運営協議会の意向を十分踏まえることで実現は可能です。この学校運営協議会制度は、地域の方々、保護者の様々な意見を公立学校の運営に直接反映させていくことを目的としたものであり、学校運営の基本的方針の承認、教職員の任用に関して教育委員会へ意見を述べることができるなどの権限が付与されています。一方、学校の管理運営の権限と責任は校長が有し、また教職員人事権については任命権者である教育委員会が有していることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項の学校の運営、同第5項の教職員の任用について学校運営協議会の承認まで必要とするのは、責任の所在を不明確にしてしまい、また円滑な学校運営にも支障が生じることも予想されます。また、教科書採択に地域の意見を反映させることについては、現行制度のもとでも、採択地区の小規模化を図るとともに、採択の決定過程に保護者等を参画させることにより可能であり、文部科学省でもこれらの取組を促しています。貴市におかれては、市単独の採択地区を設定するとともに、選定委員会等に地域の代表者等を加えることにより、貴市で使用される教科書の採択過程へ地域住民等の参画が可能になると考えますので、ご検討下さい。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答された。	1029010	多治見市	文部科学省	

08 文部科学省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
080120	学校運営協議会委員任命についての市長の関与	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項	学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する、となっています。	学校運営協議会は指定学校の運営方針に対し承認を与える等の権限を有しており、協議会委員の任命権限は教育委員会が有しているが、学校は地域の財産であり、教育に関する住民の関心は高く、委員の任命について市長の関与は不可欠であるので、学校運営協議会の委員の任命に関して市長の承認を得るものとする。	学校運営協議会委員の任命について市長の承認を得る。	地域参加による学校運営を進める場合、地域住民が学校運営協議会委員として参加することは勿論のこと、協議会委員の構成についても地域の意向が十分に反映されているものでなければならないし、そのためには、委員の任命について「市長の承認を必要とす」と明文化することが必要であり、「法制度として(権限を)保障すること」に意義があると考えるものである。 また、平成17年12月9日付け地方制度調査会の答申書の中においても、「地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になしうると考えられる」とされているところである。 特区制度とは、限定された範囲内で実証実験的に試し、その結果について検討を行う場所であると理解しているがこの限定的な枠の中で権限として付与し、比較検討を行うことは今後の協議会制度を運営していく上で非常に有効であると考える。	C	-	前回までの提案の際の説明と同様、個人の精神的な価値の形成に直接影響を与える教育については、その内容が中立公正であることが極めて重要であり、教育行政の執行にあたっては、個人的価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要です。こうしたことから教育委員会制度が設けられており、学校運営協議会についても、学校運営及び任命権者の任命権の行使の手續きに関与する一定の権限が付与されている機関であることから、その委員については、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しながら適切な人材を任命する必要があります。このため、設置者である教育委員会が委員の任命権を持っているものであり、首長の承認を必要とすることにより教育委員会の権限について制限することは困難であると考えます。 ご提案の趣旨については、現行の制度においても、教育委員会が学校運営協議会委員の任命にあたって、住民の意向も十分踏まえることで実現可能であると考えます。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1029020	多治見市	文部科学省	
080130	教育委員会に社会教育に関する権限を、市長へ移譲する特区	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、社会教育法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法は各条において社会教育に関する事務を教育委員会が所管することを規定しています。	現行制度上、教育委員会が持つ社会教育に関する権限を、自治体の判断により市長に移譲することを可能とする。	先の第9次提案においてF回答とされた案件であるが、具体的な検討にあたり少なくとも次の件については実現可能とされたい。 社会教育法(昭和24年号外法律第207号)に定める市町村教育委員会の事務(社会教育法第5条) 関係行政等に資料提供を求める権限(同第8条) 社会教育主事及び主事補の設置(同第9条の2) 社会教育関係団体に対する専門的技術的指導又は助言、事業に必要な物資確保等(同第11条、11条第2項) 社会教育委員の委嘱、助言に関する事務(同第15・17条) 公民館事業又は行為の停止、運営審議会委員の委嘱(同第30・40条) 社会教育のための学校施設利用の許可、講座開設(同第45・48条)	自治体において、社会教育に関する事務を市長部局で効果的に運営していくために、少なくとも市長に移譲可能とすべき項目を提案するものである。さらに、首長の明確な責任と判断のもとで事務を行うため、規則制定権や図書館・公民館等の職員の任命権についても移譲可能とすべきである。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移管できるものについて現在検討を進めているところである。 なお、地方自治法第180条の7の規定に基づき、社会教育に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	右の提案主体の意見も踏まえ、社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答されたい。	1029030	多治見市	文部科学省	
080140	公民館事務に関する権限の移譲	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、地方自治法180条の7	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条12項は公民館に関する事業につき、教育委員会が管理、執行することを規程しており、また、社会教育法第5条は公民館の設置、管理に関する事務を、教育委員会が行うことを規定しています。	教育委員会が担当する社会教育分野、特に公民館の整備・管理事務について、地方公共団体の判断により首長が担当できるようにする。	・公民館の整備・管理権限を教育委員会から首長へ移譲し、住民の多様な活動拠点として活用する。 現行制度上、教育委員会が担当することとされている社会教育に関する事務については、地方自治法180条の7によれば、教育委員会から普通地方公共団体の長への委任はできず、首長の補助機関たる職員等への事務委任に留まっている。社会教育に関する事務、特に公民館の整備・管理事務に関して、予算編成権や条例制定権を有する首長の明確な責任と判断で行えるようになることで、多様な住民ニーズに的確・迅速に対応できるようになり、より効果的・効率的な公民館運営が可能となる。	社会教育に対する住民ニーズは時代の変化とともに多様化してきている。現在、住民から公民館に対して教育委員会と市長部局の両方に関連する要望があり、迅速かつ効率的な対応が困難となっている。これらを解消し、住民サービスを向上させるためには、住民の代表である首長にも公民館を一元化させることが必要である。 また「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)においても「教育委員会制度については、十分な機能を果たしている等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限(例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など)を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進める(略)」とされている。 以上のことから社会教育施設である公民館の整備・管理権限を教育委員会から地方公共団体の長へ移譲することを求めるものである。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移管できるものについて現在検討を進めているところである。 なお、地方自治法第180条の7の規定に基づき、公民館の整理や管理に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答されたい。	1045010	普通寺市	総務省 文部科学省	
080150	生涯学習行政における教育委員会と首長の権限分担の弾力化	社会教育法第5条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、また、社会教育法第5条は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定しています。	市町村教育委員会は、法令に基づき、学校教育のほか、社会教育、文化、スポーツといった幅広い事務を所掌しているが、これらのうち学校教育を除く広義の生涯学習分野については、市町村の長と教育委員会との協議のもと、市町村が定める条例に基づき、市町村の長が所管できるようにする。	本市は生涯学習基本構想・基本計画を定め、社会教育、文化、スポーツ等、生涯学習社会を目指すべく237本の基本施策を全庁的に展開している。今後、その総合的な推進を図るため、改めて市長部局と教育委員会との役割責任分担を見直ししていきたいと考えるものである。社会教育法等は、教育委員会の事務、職務権限については、学校教育分野外のものや個別詳細に列記している。これらの事務を首長が執行する場合、地方自治法による補助執行となるため、決裁権限を教育委員会に残すこととなり、責任が不明確化し、円滑な執行が妨げられるおそれがある。昨秋、中央教育審議会において、これら分野における首長と教育委員会の権限分担弾力化が必要との答申があったが、同答申は社会教育分野が除外されているほか、答申後の法改正等の動きも不明である。よって、本特区提案を通じて地域の実情に対応した教育、生涯学習の推進を図りたい。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移管できるものについて現在検討を進めているところである。 なお、地方自治法第180条の7の規定に基づき、生涯学習に関する事務の一部について首長部局に補助執行や事務委任を行うことが可能である。	社会教育、文化、スポーツに係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答されたい。	1082020	草加市	文部科学省		
080160	公の施設の一元的な設置・管理の容認	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号、第7号	学校、公民館については、施設の整備、管理を教育委員会が行っています。文化交流施設については、法律上特段の規定がないことから、市長部局でも教育委員会でも担当することが可能です。	学校、公民館、文化交流施設など、教育委員会が所管する施設の整備や管理運営を、市長が行えるようにすること。 教育財産の管理を、市長が行えるようにすること。	市長部局や教育委員会の組織的な縦割りを超えて、市が設置する公の施設の整備や管理運営、教育財産の管理を、市長が一元的に行えるようにする。 現状では、執行機関ごとに施設を整備・管理運営をしているため、一つの市の施設であっても、一体的な管理運営をすることが認められておらず、教育財産についても市長が管理できない状況にある。このため、一つの市役所の中でも、市長部局と教育委員会とのそれぞれで施設や財産を管理する担当者や配置するなど、決して効率的な行政運営に結びついていないとは言えない状況にある。 本提案は、こうした二重行政の弊害を改善し、小規模な自治体での効率的な行政運営につながるものである。	提案理由:本市では、より効率的な施設管理を行うために、市が設置している施設の一元的な管理ができないが検討しているところである。しかしながら、市が設置した施設でも、市長が管理できない施設が法律で定められている。そこで、本提案が措置されることにより、市長が施設管理をひとつの担当セクションで管理できるよう。教育行政サイドは、施設管理業務から開放され、地域の教育課題の解決につながる業務に集中できるので、それぞれの専門性に特化した業務が執行され、より高い総合的な行政サービスにつながる。 代替措置:本市では、市民センター構想のもと、市長と教育委員会が、それぞれの独立性と自主性を相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っているため、教育施設の管理を市長が担うことは可能である。	D	-	まず、学校や公民館等の施設については、現行制度においても、地方自治法第180条の7に基づき、その整備・管理の事務の一部を首長の補助機関である職員等に委任または補助執行させることが可能とされています。 学校施設につきましては、9月15日の特区本部決定において、現行制度上教育委員会が担当しているところ、地方公共団体の判断により首長が担当できるよう、政治的中立性の担保に留意しつつその条件や範囲を検討し、措置とされているところである。 公民館などの社会教育施設に関しては、同決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移管できるものについて現在検討を進めているところである。 文化交流施設につきましては、その設置目的や事業内容が明確ではありませんが、自治体の判断により首長でも施設の管理・運営は可能とされています。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し、学校施設及び社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答されたい。	1099010	遠野市	総務省 文部科学省	
080170	市長による教育機関の職員の任免の容認	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条、第19条、第23条第3号	教育委員会の事務局には指導主事をはじめとする所要の職員を置くことになっています。その任命は、教育長の推薦により教育委員会が行うことになっています。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。 教育委員会事務局の職員や市が採用している教育機関の職員の任免は、教育委員会が所掌することとされているため、小さな自治体でも、人事関係の業務は、市長と教育委員会とそれぞれ配置しなければならないが、効率性に欠ける面がある。 本提案は、教育機関の職員の任免を市長ができれば、人事業務を専門セクションに集約することができるようになるので、より効率的な行政運営につながる。	提案理由:本市では、10年以内に市の職員数の20%削減を掲げている。その中でこれまで以上に教育行政の充実を図るためには、市の職員の任免等の事務を市長のもとに集約し、教育行政サイドには、教育に特化した業務を執行してもらうことが必要。また、それぞれの業務が、集約されていくことで、より効率的な行政運営につながる。 代替措置:市長部局の人事担当セクションにおいて、教育機関の職員の任免に関する業務を所掌する。	C	-	教育委員会の権限に属する事務を処理するために事務局は置かれており、教育委員会の庶務をつかさどるもので、どのような職員がどの程度必要か等は教育委員会が決定すべきであり、これを市長に移譲することは困難です。 なお、事務の効率化に関しては、地方自治法第180条の7の規定に基づき、事務の一部について補助執行や事務委任を行うことが可能ですので、ご検討ください。	右の提案主体の意見について、回答されたい。	1099030	遠野市	文部科学省	

08 文部科学省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係府庁
080180	市長による教育機関の職員の任免の容認	社会教育法第28条	社会教育法28条は市町村の設置する公民館の職員について、教育委員会が任命することを規定しています。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。	市の職員のすべての任免を市長ができるようにする。 公民館の職員の任免は、現行制度では、教育委員会が所掌しているが、これを市長が任免できるようにすることで、人事業務を専門セクションに集約できるようになるので、効率的な行政運営が図られる。	提案理由: 本市では、10年以上に市の職員数20%削減を掲げており、その中でこれまで以上に効率的な行政運営を行うためには、人事等任免関係の業務をひとつに集約していくことが望ましい。 また、本市では、市民センター構想のもと、30年以上の間、市長(地域生活)と教育委員会(社会教育)とが、相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っている。この理念のもと、それぞれの専門性に特化した業務に集中できる環境を整えることで、地域生活や社会教育に関する行政サービスの充実につながる。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移管できるものについて現在検討を進めているところである。 なお、事務の効率化につきましては、地方自治法180条の7の規定に基づき、事務の一部について首長に補佐執行や事務委任を行うことが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し、社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答されたい。	1099040	遠野市	文部科学省	
080190	市長による公民館運営審議会の委嘱の容認	社会教育法第30条第1項	社会教育法第30条第1項は市町村の設置する公民館について、公民館運営審議会の委員は市町村の教育委員会が委嘱することを規定しています。	市が委嘱する公民館運営審議会委員の委嘱を市長ができるようにする。	市が委嘱する公民館運営審議会委員の委嘱を市長ができるようにする。 本市では、市民センター運営協議会を設置しているが、公民館運営審議会委員として委嘱しているため、現行制度では、教育委員会が所掌している。これを市長が任免できるようにすることで、人事業務を専門セクションに集約され、業務を執行できるようになるので、効率的な行政運営が図られる。	提案理由: 本市では、市民センター構想のもと、30年以上の間、市長(地域生活)と教育委員会(社会教育)とが、相互に尊重しつつ、市長の所轄の下に相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するよう協力する体制が整っている。また、本市では、この理念のもと、市民センター運営協議会を設置しているが、現行法の中では、市長が委員の委嘱をすることができない。本提案が措置されることにより、遠野の地域特性でもある市民センター構想の理念が、また一歩前進することにつながるものと考えられる上、人事に関する業務の集約が図られ、効率的な行政運営につながる。	D	-	現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移管できるものについて現在検討を進めているところである。 なお、事務の効率化につきましては、地方自治法180条の7の規定に基づき、事務の一部について首長に補佐執行や事務委任を行うことが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し、社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答されたい。	1099050	遠野市	文部科学省	
080201	社会教育、文化財保護に関する権限の区長への移管	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、文化財保護法、社会教育法、図書館法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、社会教育法は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定しています。 また、図書館法は公立図書館に、教育委員会が必要と認める職員を置くこと等を規定しています。	「地方自治法」第180条の8(学校教育に関することを除く。)並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号及び第14号(学校に関することを除く。)並びに「文化財保護法」、「社会教育法」及び「図書館法」中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、以下の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化、スポーツに関する施策をより一層推進する。 社会教育 文化財保護 上記とに関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生	千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した行政運営を行うため、社会教育、文化、スポーツに関する事務を区長が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長へ移管する必要がある。	D	-	(社会教育について) 現在、9月15日の特区推進本部決定に従い、社会教育に関する事務のうち、首長に移管できるものについて現在検討を進めているところである。 なお、地方自治法180条の7の規定に基づき、事務の一部について首長に補佐執行や事務委任をおこなうことが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し、社会教育に係る9月15日の特区推進本部決定に関する具体的な検討状況を回答されたい。	1114010	千代田区	総務省 文部科学省	
080202	社会教育、文化財保護に関する権限の区長への移管	地方自治法第180条の8、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、文化財保護法、社会教育法、図書館法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条は地方公共団体が処理する教育の事務のうち、教育委員会が処理、管理する事務について規定しており、社会教育法は社会教育に関する事務について教育委員会が行うことを規定しています。 また、図書館法は公立図書館に、教育委員会が必要と認める職員を置くこと等を規定しています。	「地方自治法」第180条の8(学校教育に関することを除く。)並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号及び第14号(学校に関することを除く。)並びに「文化財保護法」、「社会教育法」及び「図書館法」中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、以下の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化、スポーツに関する施策をより一層推進する。 社会教育 文化財保護 上記とに関連する施設の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生	千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した行政運営を行うため、社会教育、文化、スポーツに関する事務を区長が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長へ移管する必要がある。	C	-	(文化財保護について) 地方公共団体は、文化財保護法に基づいて、国指定の文化財以外の重要な文化財の指定に係る事務等の文化財保護のための事務を行っているところである。 このような地方公共団体における文化財保護の事務については、首長部局の行う開発行為との均衡を図る必要性、政治的な圧力や特定の宗派の介入等によって保護の方針が曲げられないよう政治的・宗教的中立性の確保の必要性、国民の財産である重要な文化財を指定し、適切に保存・管理を行うため、教育、学術及び文化に関し識見を有する者で構成される教育委員会が担当する必要性、学校教育と一体となって文化財保護の普及啓発や人材育成に取り組んでいく必要性等の理由より、最終的な権限は引き続き教育委員会が担当することが適当と考えているところである。 ただし、文化財保護のための事務については、地方自治法180条の7の事務の委任・補助執行の規定を活用し、その一部を区長部局で行うことは現行制度でも可能となっている。教育委員会と区長部局が連携し、効果的・効率的な行政運営を行うことは、上記の事務の委任・補助執行等の規定を活用すること十分可能と考えられます。	本提案は、文化財の保存・活用を首長の責務として、都市機能の更新との調和を図りながら、一体的に進めたい趣旨であるが、右の提案者の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1114010	千代田区	総務省 文部科学省	
080210	知事の所管事務に係る専修学校(県立農業大学校を専修学校化した場合)の所管を教育委員会所管ではなく知事所管とすること	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第32条	学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管することとしている。	専修学校の所管を教育委員会とするのではなく、地域の創意を活かした高等教育を行う専修学校については、必要に応じて知事部局の所管とするよう規制緩和すること、具体的には、農業改良助長法上の組織である農業大学校(農業者研修教育施設)を専修学校化した場合は、教育委員会の所管となるため、従前どおり知事の所管とすること	農業大学校を知事の所管のまま専修学校に位置付け、専門性の高い農業教育を実施する。	知事の権限と責任において運営されてきた農業大学校を高校生や生産現場のニーズに対応するため専修学校化すると、教育委員会の所管になることは、長年の実績・ノウハウ等からみても不合理である。	C	-	専修学校の教育については、他の教育施設と同様に、教育の中立性、継続性、安定性の確保等が要請されています。このような性質を踏まえると、これらの教育に関する事務については、首長部局から独立した教育委員会が担う必要があります。そのため、ご提案の内容を特区として導入することは困難です。なお、地方自治法180条の7の規定に基づいて、専修学校教育に関する事務の一部について、首長部局に事務委任や補助執行を行うことは可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1094010	山梨県	文部科学省	
080220	博物館施設の独立法人化に向けた地方独立行政法人法に定める業務範囲の拡大	地方独立行政法人法第21条第5号、地方独立行政法人法施行令第4条	地方独立行政法人法第21条第5号及び地方独立行政法人法施行令第4条で、地方独立行政法人の行う業務を規定しています。	地方独立行政法人法に規定されている業務範囲にない、「公共的な施設で政令で定めるもの」に新たに博物館施設を加えて地方独立行政法人の対象とすることにより、市民の財産である館藏品等の継続的かつ適正な維持・管理を実現するとともに、当該施設を核とした都市経営戦略の展開を通じて施設の有するポテンシャルを最大限発揮させ、市民サービスの向上や地域経済の活性化を図る。	独立行政法人による博物館施設の設置及び管理運営によって資料の収集・保管や展示・活用、調査研究、教育普及などの基幹業務における継続性を確保する一方、博物館施設群として人材育成の受け皿となる組織を形成すること、この結果招来される集客力や広告宣伝力の強化、企画展示力にも反映される専門性の向上、外部資金の導入やコスト削減などブランド形成、NPOや外部人材、大学等専門研究機関との連携強化など施設の集客効果を今後都市経営の展開上の契機となし、市民が享受できるサービスの拡充はもとより、都市の創造性の向上や経済効果の拡大を図る。	提案理由: 本市は、天王寺動物園(大正3年)や市立美術館(昭和11年)をはじめ、別館のとおり国内有数の博物館施設を整備してきた。 今年度中の策定を目指している都市戦略上の拠点施設として、左記のような施策効果をねらってこれらの施設の強みを最大限に引き出して運営していくには、経営基盤の強化とともに、資料の保全、調査・研究、展覧会等の企画など基幹業務における継続性の確保と中長期的な視点をもった事業展開が不可欠である。しかし、期間を指定する指定管理者制度では継続性の確保は保証されず、反面、必ずしも地方公共団体が直接の事業実施主体(直営)である必要はないと考えられる。 こうした事業特性に鑑みれば地方独立行政法人による博物館施設の設置及び管理運営が有効と考えられるが、現行法令では当該施設は対象業務に含まれていないため、地方独立行政法人化が選択肢のひとつとなるよう制度的な保証を望むものである。	C	-	現行の地方独立行政法人制度上、博物館は地方独立行政法人法第21条に規定されていないため、ご提案の内容を特区として導入することは慎重な検討が必要であり、今後、総務省とも協議しつつ、博物館制度全体のあり方と併せて詳細な検討を進める必要があります。	貴省回答によれば、「今後、総務省とも協議しつつ、博物館制度全体のあり方と併せて詳細な検討を進める必要がある」とのことだが、その検討方法やスケジュール等について回答されたい。また、併せて右の提案主体の意見について回答されたい。	1075010	大阪市	総務省 文部科学省	

08 文部科学省 (特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
080230	外国人受け入れを中心とした専修学校の設立を可能とする		「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等」の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて(平成26年6月29日付文部留第168号)第82条の3第3項、学校教育法施行規則第77条の5	現在民間企業による介護福祉士養成施設の設立は認められていないが、特区により民間企業による魅力ある複数の資格取得と再教育を行う介護専門学校を設立し、教育と就労の提供を行う。また、外国人による介護従業者を国内に定着させるため、外国人に対する入学資格を緩和し、外国人を多く受け入れ、資格取得を可能とする。	介護従業者は慢性的な不足状態の上に、質の低下を危惧される状態にあり、今後その充足のため、実践に重点をおいた教育及び常勤力豊かな人材育成を行うため、介護従業者希望者、特に外国人介護従業者に対して介護福祉士等の資格取得のための専門学校を民間企業にて運営し、当該施設において就労場所も同時提供し、彼らの生活の安定を図る。又、既資格取得者に対してはより専門知識教育を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。	交通の利便性に加え、歴史的文化的財も多くなる土地でありながら、観光面での衰退は著しいものがある。介護施設運営と同時に民間企業による専門学校設立により、就労と勉強両方の場を設け、従来の専門学校では不足している教育(外国人介護従業者には日本文化、慣習を教える、既資格取得者に対してはより専門知識教育)を行うことにより、介護従業者の充足と同時に安定した生活の場を提供し、別紙記載の街づくりと合わせた国際化と地域の活性化に結びつけようとするものである。	D	-	「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて」(H26.29付文部留第168号)四(三)では、地方入国管理局に対し、在留資格認定証明書又は在留資格変更に関する手続きをとる留学生及び就学生に係る入学許可者数については、設置する全ての学科の入学定員を合算した数の2分の1まで受け入れることが可能とされています。従って、ご要望の外国人の受け入れについては、2分の1まで受け入れることが可能です。現行においても、学校教育法施行規則第77条の5第3号において、各専修学校における個別の入学資格審査による専修学校への入学資格が認められており、それぞれの諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足りる能力、適正等を総合的に判定し、入学を許可することが可能です。		1076011	ウェルコンソル株式会社	文部科学省	
080240	国立大学法人による出資の対象の拡大	国立大学法人法第22条第1項第6号、国立大学法人法施行令第3条	国立大学法人の出資の対象については、「技術に関する研究の成果の活用を促進する事業」であって政令で定めるものを実施する者として、特定大学技術移転事業を実施する者(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律による承認を受けた技術移転機関(以下「承認TLO」といふ。))が対象となっています。	現行制度においては、国立大学による出資の対象は特定大学技術移転事業を実施する者に限られているが、これを当該国立大学における研究活動等の成果であって地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用した事業を実施する者又は実施しよう者にまで拡大する。	国立大学を地域再生のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれず国立大学としての総合力を発揮して、地域のマーケティング、地域の産品のマーケティング、ブランドング、新たな地域ビジネスモデルの構築、海外への展開、当該事業に関するコンサルティング等の地域再生に係る事業を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、株式会社等への出資又は民間事業者が行う事業への出資を通して効果的に推進する。	現行制度では、国立大学が業務として出資を行うことができるのは、特定大学技術移転事業を実施する者に対してのみであり、それ以外の事業であって当該大学の研究活動の成果の活用可能な事業への出資を行うことはできない。しかし、地域と連携した大学の役割という視点からすると、地域の再生や新しい地域産業の創出につながる研究活動等の成果の方が出資の対象としてはより需要が大きいものと考えられる。また、国立大学の自由な事業活動という観点からしても、出資の範囲を限定することは妥当ではない。なお、出資の対象を拡大した場合の弊害については、自ら事業活動を行った場合に比べて出資による方がリスクが軽減されるのみならず、現行制度において、国立大学が法に基づく出資を行う場合については、財務大臣への協議を経て文部科学大臣の認可を受けることとされており、出資の対象範囲が拡大されたとしても、特定の弊害は生じないものと考えられる。	C	-	一般的に、独立行政法人による出資は、行政改革の観点から、独立行政法人の本業業務及びそれに附帯する業務に係るもの以外には認められておらず、個別法令に定めがある場合のみ認められています。このため、国立大学法人についても、出資の対象としては、事業の公益性、成熟性、政策的見地からの必要性が高いと考えられる承認TLOのみ対象としていることとする。ご提案の内容については、事業の公益性等の観点から、出資対象に含めることは困難であると考えています。	国立大学法人の出資の対象としては、承認TLOのみとされているが、その具体的な理由については示されていない。また、併せて右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	1046010	株式会社 三井物産戦略研究所	文部科学省	
080250	医学部入学定員要件の緩和	「閣議決定(今後における行政改革の具体化方策について)(昭和57年9月)」、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)、「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会)、「総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月)」、「新医師確保総合対策(平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議)」	「大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ引き続き医学部定員の削減に取り組む。」「医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認める。」	「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。	県が養成するべき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。	へき地を含む地域における医師の確保は全国的な問題となっているが、本県においてもへき地における医師不足は深刻であり、地域住民が安心できる医療の確保に苦慮している。そのため、医師確保対策の一環として、県がへき地医療従事者を義務づける医師を養成することは有効であり、現行定員の増が認められる必要がある。平成16年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して、本県は35.8人(全国41位)と非常に低位にあり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県の医師不足を解消することはできない。	C	-	総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意や新医師確保総合対策(平成18年8月)により、医師の不足が特に深刻と認められる10県については、医師の暫定的な養成増が認められることとなったことである。一方、医学部の入学定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、厚生労働省の需給見通し(平成18年7月)ではマクロ的には必要な医師数は供給されるという結果になっております。さらに、定員全体については、4大臣合意により、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月3日閣議決定)の趣旨を踏まえ、引き続き、医学部定員の削減等に取り組むこととされています。	右の提案主体の意見について検討し回答されたい。	1080010	兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
080260	医学部入学定員要件の緩和	「閣議決定(今後における行政改革の具体化方策について)(昭和57年9月)」、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月)、「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日 医師の需給に関する検討会)、「総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意(平成18年8月)」、「新医師確保総合対策(平成18年8月31日地域医療に関する関係省庁連絡会議)」	「大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ引き続き医学部定員の削減に取り組む。」「医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10年に限り10名を限度として医師養成数の増を認める。」	新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。	県が養成するべき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。	へき地を含む地域における医師の確保は全国的な問題となっているが、本県においてもへき地における医師不足は深刻であり、地域住民が安心できる医療の確保に苦慮している。そのため、医師確保対策の一環として、県がへき地医療従事者を義務づける医師を養成することは有効であり、現行定員の増が認められる必要がある。本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県の医師不足を解消することはできない。県全体ではなく、2次保健医療圏毎による算定を求める。	C	-	総務・財務・文部科学・厚生労働の4大臣による合意や新医師確保総合対策(平成18年8月)により、医師の不足が特に深刻と認められる10県については、医師の暫定的な養成増が認められることとなったことである。一方、医学部の入学定員の扱いについては、厚生労働省における医師需給の考え方を十分に踏まえることが必要と考えておりますが、厚生労働省の需給見通し(平成18年7月)ではマクロ的には必要な医師数は供給されるという結果になっております。さらに、定員全体については、4大臣合意により、「財政構造改革の推進について」(平成9年6月3日閣議決定)の趣旨を踏まえ、引き続き、医学部定員の削減等に取り組むこととされています。	右の提案主体の意見について検討し回答されたい。	1080020	兵庫県	文部科学省 厚生労働省	
080270	外国資格の取得をもって大学の単位に振り替える	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第3項、第29条第1項、大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を定めることができる学修を定める件(平成3年文部省告示第68号)	大学以外の教育施設等における学修に関しては、大学設置基準等により、短期大学、大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科における学修や、知識及び技能に関する審査であって、一定の要件を満たすものにおける成果に係る学修等に対し単位を与えることができます。	大学設置基準が単位として振り替えることを認めている「卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目」の中に、米国の医師国家試験であるUSMLEの合格等を含める規制緩和を行う。	医学部医学科に在籍する学生が、米国の医師国家試験であるUSMLEに合格するか一定以上のスコアを取った場合、在籍する大学の単位を付与する。USMLE STEP1は基礎医学、STEP2は臨床医学の範囲から出題されることから、日本の医学部医学科これらに相当する科目を履修しなくても当該科目の単位を取得できることとする。	将来の海外留学を希望する医学部生は、大学の試験勉強と海外での医師資格を取得するための勉強とを両立する必要がある。敷居がかなり高くなっている。しかし、海外での医療経験は本邦で医師として活躍する上でも大きな意味を持つ。積極的に海外の文化に触れ、各国の医学生と交流することが国際的に通用する質の高い医療人の育成につながる。ひいては原全国各地の研究等で活躍する人材の養成を可能とする。現在、多くの大学がTOEFLやTOEIC等で一定以上のスコアを達成した場合に当該科目の単位として認定している。これと同様に、医学部医学科においても米国の医師国家試験であるUSMLE等に合格するか一定以上のスコアを取った者に対して大学の単位を付与する。	D	-	大学以外の教育施設等における学修に関しては、大学設置基準第29条第1項により、「大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。」とされています。この「文部科学大臣が別に定める学修」を定めている告示として「大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」があります。この告示により、トフル及びトーク又は一定の要件(審査を行うものが国又は民法第34条の規定による法人その他の団体であること、審査の内容が、学校教育法第52条に規定する大学の目的に照らし適切ものであること、審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること、審査の実施方法が、適切かつ公正であること)を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において、大学教育に相当する水準を有すると認められたものに対しては単位を与えることができるとされています。したがって、この規定に基づき、各大学の判断により(同基準第28条、30条により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて)60単位を超えない範囲で単位を与えることは現行制度でも可能です。		1106010	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	文部科学省	
080280	他大学での単位取得を認め、それを在籍大学の単位に振り替え可能にする	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第28条第1項、第31条第1項	他大学における授業科目の履修に関しては、大学設置基準により、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。	収容能力の範囲内で、他大学で行われる講義や実習に参加して単位を取得できるようにする。また、それを自大学で該当する科目の単位に振り替えることを可能とする。	大学間で必要な協定等を締結した上で、医学部が全部または一部の講義や実習を他大学で受講でき、それが在籍大学の単位として認められるもの。具体的には、研究室に配属された他大学の研究分野が他大学にある場合に、当該実習期間に他大学での研究活動を行い、単位認定を受けることを可能とする。	医学部においては自らが所属する大学の内部で固まる傾向が強く、卒業するまでに他大学の様子を知る機会が乏しい。マッチング制度が導入されてさまざまな大学を卒業した研修医が全国各地の研究現場で混ざるようになり、モチベーションが高まっている。このことから、医学部の卒前教育においても、積極的に他大学との交流を持てるように規制を緩和し、新たな知の創造を可能とする。	D	-	他大学における授業科目の履修に関しては、大学設置基準第28条第1項により、「大学は教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、(同基準第29条、30条により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて)60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」とされています。したがって、ご提案の内容は、各大学の判断により現行制度でも可能です。		1106020	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	文部科学省	

08 文部科学省 (特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁	
080290	学外における実習を単位として認定する	大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項、第25条第1項	大学設置基準において、授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとするとされており、実習に関しては、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とするとされています。	大学の教育関連施設でない医療機関において実習を行った場合にも、当該実習を単位として認定するもの。	大学病院ではない一般の臨床研修指定病院において実習を行った場合に、それを大学病院で行った正規の実習として読み替えることができるようにする。具体的には、医学生が大学教官(臨床教授等含む)が不在の医療施設で実習を行った場合に、学生の求めによって、実習先の医療機関の担当者が、大学が策定した評価表等に記載し、大学として達成度を判断した上で単位認定を行う。	医師臨床研修マッチングの開始から4年目になるが、マッチング参加の前提となる研修病院での実習が、6年生の授業や実習と重なり、医学生の就職活動が困難となっている例も少なくない。このため、希望する進路実現を大学が阻んでおり、一種の「ワーハラスメントである」との指摘が医学生の間でなされており、このことは初期研修先として大学病院が敬遠される理由の一つともなっている。このため、大学の教育関連施設ではない学外の医療機関で実習を行った場合にも単位として認定することにより、大学のキャリアムなどの整合性を確保しつつ、医学生の多様な進路実現を可能にする。	D	-	大学設置基準第25条第1項において、「授業は、講義、演習、実験、実習、若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする」と定められています。実習に関しては、同基準第21条第2項において、「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする」とされています。なお、実習を行う場所については特段の制限はありません。したがって、ご提案の内容は、上記の要件を満たす内容であるならば、各大学の判断により現行制度でも可能です。			1106030	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	文部科学省	
080300	LLP(有限責任組合)による大学院大学の設置	学校教育法第2条第1項 構造改革特別区域法第12条第1項	学校教育法において、学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが設立することができることとされているところ、構造改革特別区域法により、地方公共団体が設定する構造改革特別区域において、内閣総理大臣が認定した場合には、株式会社が学校を設置することが認められています。	学校設置会社の範囲の拡大	現在、株式会社に認められている大学院大学の設置を、LLP(有限責任組合)にも認める	LLPは、中小・ベンチャー企業独自の発想・ノウハウと大企業の安定した経営資源を効果的に融合させることのできる柔軟な組織体であり、LLPは、大学院大学の設置運営に財務的にも経営手続的にも十分耐える。	C	-	公教育を担う学校の設置主体としては、公共性、継続性、安定性を担保することが求められるため、教育基本法(第6条)においても、「国、地方公共団体の外、法律に定める法人のみ」に限定して学校を設置できることとされており、法人格を有しない組合による学校の設置は、認められておりません。また、実質的に考えても、LLPは株式会社と異なって取締役会や監査役などの設置も義務付けられていない等、学校の設置者として認められていることと同様に、学校の継続性・安定性を確保するための代替措置を講じた上でLLPについても学校設置が認められないか回答されたい。	貴省回答によれば、「LLPは学校設置者として必要な公益性、継続性、安定性を確保するに適した制度である」と言い難い面がある」とあるが、具体的に明示されたい。また、例えば、株式会社やNPO法人について認められていることと同様に、学校の継続性・安定性を確保するための代替措置を講じた上でLLPについても学校設置が認められないか回答されたい。			1109040	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	文部科学省
080310	点字図書館における録音図書の貸し出し要件の緩和	著作権法第37条第3項	著作権法第37条第3項により、点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するためであれば、公表された著作物から著作権者の許諾なく録音図書を作成することができますが、視覚障害者以外の方に対して貸し出すために録音図書を作成するには著作権者の許諾が必要です。	著作権法において「専ら視覚障害者向け」に限定されている貸し出し対象者について、「視力の衰えた一般の高齢者等にも貸し出し可能」であることを明確化する。	北九州市視覚障害者情報提供施設(市立点字図書館)では、現行法に基づき、著作権者の許諾なしに録音図書を作成し、視覚障害者に限って貸し出し業務を行うことができる。視力が衰えた一般の高齢者にも許諾なしに貸し出し可能であることを明確化することにより、利用者のニーズに広くかつ効率的に対応できるようにする。	「視覚障害者」の基準が明確でないため、北九州市では身体障害者手帳の有無をもって視覚障害者の客観的な判断基準としている。したがって、視覚障害と同等レベルの視力であっても身体障害者手帳を交付されていない人や、視力の衰えた一般の高齢者に対しては、貸し出しを行っていない。このため、通常の活字本は読むことが困難であり、録音図書を必要としている方々に対して事実上貸し出しが制限されることとなる。そこで、新たに定めた判断基準をクリアすることを条件として、身体障害者手帳を持たず視覚障害者とみなされない視力の衰えた一般の高齢者等に対しても著作権者の許諾なしに貸し出し可能であることを明確化することが必要である。	C	-	ご提案の内容につきましては、既に文化審議会著作権分科会において審議が行われ、著作権法第37条第3項の対象とすべきと提案のあった高齢者等としては、実際にどの程度視力が衰えた者についてニーズがあるのか、また録音図書が一般の健常者によって利用されないような担保がどのように講じられるのか等が不明確であることから、平成18年1月の報告書では、提案者等からのより具体的に特定された提案を待って検討することが適当とされました。これを踏まえ、現在は、このようなより具体的な提案を待っているところです。いずれにしても、頂いたご提案につきましては、今後の検討の参考とさせて頂きたいと思っております。	録音図書の利用対象の拡大については、図書館関係者等により検討していることと承知しているが、貴省として、今後どのような見直しをもって検討を進められるのか回答されたい。			1037020	北九州市	文部科学省 厚生労働省
080320	ストリート・ミュージシャンのライセンス制度	著作権法第22条、第38条第1項	著作権法第22条により、著作権者には、演奏権が認められています。同法第38条第1項により、非営利・無料で演奏を行う場合は、権利者の許諾は不要です。	現在、公共の場におけるパフォーマンスに関して条例や道路法などで規制されているので、一定の審査を通過したパフォーマンスにはライセンスを付与し、公共の場での活動を公認化する。	オーディションなどで審査し、審査通過アーティストにはライセンスを与え、一般の歩道や公共施設、公共の場での演奏やパフォーマンスを許可し、料金徴収や物販なども可能とする。また、著作権使用料は免除する。	「音楽産業都市」の形成に向けて、道路使用や騒音を巡るトラブルを防ぐだけでなく、町の賑わいを作る。また、ライセンスによりアーティストの実力はハイレベルに保たれる事により地域における芸能文化の発展にも寄与し、アーティストにとっても音楽やパフォーマンスで生活できる環境を整えられる。将来的には新潟県内の音楽関連情報を総合的に収集・発信する活動の核を目指す。	C	-	公共の場におけるパフォーマンスの許可等に関しては、文部科学省の所管外になりますので、関係省庁や地方公共団体にご相談いただければと思います。また、他者の楽曲を演奏する場合にまで著作権使用料の免除を行うことは当該楽曲の著作権者に対する新たな規制、財源措置の優遇に関するものであり、特区制度の趣旨に馴染まないと考えます。			1109140	株式会社 アイ・シー・オー プロモーション、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	警察庁 文部科学省	